

伊賀市文化振興条例

私たちのまち伊賀市には、美しい自然と長きにわたる人の営みが育んだ豊かな文化が息づいています。文化薫る伊賀市の風土は、先人のたゆまぬ努力によって今日まで大切に受け継がれてきました。文化芸術の担い手は私たち市民であり、一人ひとりが文化芸術の主役としてその歴史を大切にしながら次世代へと引き継ぎ、将来にわたり持続可能な文化都市を形成していく必要があります。

文化芸術は人々の創造性を育み、人が人らしく生きるための原動力となり、人々の心のつながりや多様性を受け入れる心豊かな社会の形成に寄与するものです。文化芸術が内包するこれらの力が、創造性と多様性に富んだ私たちの未来に繋がるよう、「不易流行が育む心豊かなひと・まち伊賀市」をめざすことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市民や地域、市、事業者、公益文化団体の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、自由で多様性を認め合う心豊かな市民生活の実現及び市民が将来にわたり誇りの持てる伊賀らしさの創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内で活動する事業者及び団体をいう。
- (2) 文化芸術 芸術、芸能、生活文化等の文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）が対象とするもののほか、市民が主体的に行う創造的な行動をいう。
- (3) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援し、若しくは継承する活動をいう。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、次に掲げる事項を文化振興の基本理念として施策の推進に取り組むものとする。

- (1) 年齢、障がいの有無、経済・社会的な状況、居住する地域にかかわらず、誰もが自主的に文化芸術の鑑賞・創造に参加できるよう努めること。
- (2) 各主体が相互に連携・協力して文化芸術の振興に努めることにより、地域の連帯感の醸成

とまちづくりを推進すること。

(3) いにしえから守り継がれてきた文化、歴史を生かし、地域の魅力を高め、郷土愛を育むこと。

(4) 教育、福祉・医療、観光・産業等関連する各分野の施策と有機的に連携し、一体的な文化芸術の振興に努めること。

(基本方針)

第4条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、市民と相互に協働及び連携し、文化芸術に関する施策の推進を図るものとする。

- (1) 誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出
- (2) 子どもたちが文化芸術を体感できる機会の拡充
- (3) 次世代へと繋ぐ担い手や後継者の育成
- (4) 施設の整備と有効活用による文化芸術環境の整備
- (5) 歴史と風土が育んだ文化芸術の継承及び新たな文化芸術の創造
- (6) 観光・産業との連携による伊賀市の文化芸術の全国発信
- (7) 文化芸術を通じた多様性を認め合う社会の実現

(市民一人ひとりの役割)

第5条 市民一人ひとりとは、文化芸術の担い手としての自覚を持ち、文化芸術活動に主体的、積極的に関わるよう努めるものとする。

(地域の役割)

第6条 地域は、文化芸術活動や地域文化の維持・継承を通じて、地域づくり・人づくりに努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、文化芸術推進の一翼を担い、文化芸術の振興に寄与するよう努めるものとする。

(公益文化団体の役割)

第9条 公益文化団体は、その専門性を生かし、文化芸術の鑑賞機会の充実や、人材育成、文化芸術活動への支援などを通じて、総合的かつ継続的な文化芸術振興に努めるものとする。

(振興計画)

第10条 市長は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術振興計画

を定めるものとする。

2 市長は、文化芸術振興計画を策定するに当たっては、市民の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、文化芸術振興計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

(市民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実)

第11条 市は、年齢、障がいの有無、経済的な状況にかかわらず、すべての人が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、教育、福祉・医療、観光・産業等の各分野の施策との連携その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの文化芸術活動の充実)

第12条 市は、次代を担う子どもが文化芸術を楽しむ素地を作り、豊かな感性と創造力・共感力を育むため、学校教育等と連携し、文化芸術の鑑賞や体験等文化芸術に親しむ機会の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(担い手・後継者の育成)

第13条 市は、各分野において持続可能な文化芸術活動を行えるよう、担い手の育成、定着に必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術環境の整備と活用)

第14条 市は、市民の文化芸術活動を支え、文化芸術の振興を図るために必要な施設環境や活動環境を整えるよう努めるものとする。

(地域資源を生かした文化芸術の保護と創造・活用)

第15条 市は、市民が郷土の文化を知り伊賀市民としての誇りを育てるため、伝統文化の保護、先人の顕彰、先人が遺した文化芸術や文化財等の未来への継承と利活用、新たな文化芸術の創造、周囲の自然環境及び地域の歴史的な景観と調和のとれた文化的な都市景観形成その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(観光・産業との連携による情報発信)

第16条 市は、文化芸術が育む創造性が、まちの付加価値を高め、都市ブランドの確立に寄与することを踏まえ、観光や産業の分野との連携、伊賀市の持つ文化価値の発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(社会的価値の醸成)

第17条 市民及び市は、文化芸術の持つコミュニケーション力や表現力、共感力、創造力等があらゆる人々に社会参加を促すことを踏まえ、社会的課題の解決に取り組むために必要な施策を講ず

るものとする。

(財政上の措置)

第18条 市は、文化芸術に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会)

第19条 本市における文化芸術に関する施策の推進を図るため、法第37条の規定に基づき伊賀市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 文化芸術振興計画の策定等に関すること。

(2) 文化芸術振興計画の目標の達成度及び効果に関すること。

(3) その他文化芸術の振興に関すること。

3 審議会の委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。